

特別支援教育連絡会議要綱

(目的)

第1条 各小中学校における障害のある幼児児童生徒の支援について情報交換し、支援の充実を図る。

(主催)

第2条 船橋市総合教育センター教育支援室が主催する。

(構成)

第3条 次に掲げる職にある者をもって組織する。

- 1 船橋特別支援学校長
- 2 船橋特別支援学校特別支援教育コーディネーター
- 3 船橋市総合教育センター教育支援室職員

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は防げない。

(会議)

第5条 特別支援教育連絡会議は、年間2回開催する。

(災害補償)

第6条 委員の業務に係る事故については、議会の委員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。